

令和7年1月6日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

令和7年度税制改正大綱について

令和6年12月20日税制改正大綱が発表されました。

【1】所得税

(1) 所得税・個人住民税の控除額引き上げ 『年収103万円の壁の見直し』

- ①所得税・・・基礎控除を現在の48万円から58万円に引き上げ
給与所得控除を55万円から65万円に引き上げ

所得税が課される年収の最低ライン103万円について123万円に引き上げ

- ②個人住民税・・・給与所得控除を55万円から65万円に引き上げ
基礎控除は現在の43万円のまま据え置き

(2) 特定扶養控除の引き上げ

大学生（19～22歳）などを扶養する世帯の税負担を軽減する「特定扶養控除」について、
子の年収上限を150万円に引き上げ

子の年収が150万円を超えた後も、年収が188万円までは控除額が段階的に減少

(3) 配偶者特別控除の年収上限引き上げ

パートなどで働く妻などを扶養する世帯の税負担を軽減する「配偶者特別控除」について、
対象となる配偶者の年収上限を150万円から160万円に引き上げ

(4) 子育て世帯に対する支援

生命保険の支払額に対する生命保険料控除について、23歳未満を扶養する子育て世代を
対象に、新生命保険料に係る一般生命保険料控除について現行4万円の限度額に2万円上乘せ

【2】法人税

(1) 中小企業者の法人税の軽減税率特例 2026年度末まで2年延長

所得金額のうち800万以下の金額に適用される税率について15%とし、所得金額が10億円を
超える事業年度については、所得金額800万円以下の金額に適用される税率を17%へ引き上げ

(2) 中小企業向け投資促進税制

中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制について2026年度末まで2年延長とし、
中小企業経営強化税制を拡充し対象設備に建物を加える

(3) 防衛特別法人税を創設

課税標準法人税に対して4%を付加し、2026年4月1日開始事業年度より適用する

【3】その他

- (1) 企業版ふるさと納税について、適用期限を3年間延長
(2) DX投資促進税制について、2025年3月31の期限をもって廃止